

～「横浜みどり税」について～

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様へ「横浜みどり税」をご負担いただいています。今後も「横浜みどりアップ計画2019-2023」を進めていくため、引き続きご負担をお願いします。



平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

法人の区分		横浜みどり税を含む税率 (年 額)
資本金等の額	従業者数	
1千万円以下	50人以下	54,500円
	50人超	130,800円
1千万円超 1億円以下	50人以下	141,700円
	50人超	163,500円
1億円超 10億円以下	50人以下	174,400円
	50人超	436,000円
10億円超 50億円以下	50人以下	446,900円
	50人超	1,907,500円
50億円超	50人以下	446,900円
	50人超	3,270,000円

※平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

※中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※申告額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

～法人税割の一部国税化に伴う税率の変更～

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして、地方税法における法人市民税法人税割の税率が3.7%引き下げられ、その引下げ相当分が国税化されました。これに伴い、本市においても、法人市民税法人税割の税率を3.7%ずつ引き下げます。

資本金の額及び出資金の額	税 率		差
	平成26年10月1日 以後に開始する事業年度	令和元年10月1日 以後に開始する事業年度	
10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第4条の7に規定する受託法人	12.1%	8.4%	▲3.7%
5億円以上10億円未満の法人	10.9%	7.2%	
5億円未満の法人及び資本又は出資を有しない法人等(保険業法に規定する相互会社を除く)	9.7%	6.0%	

※都道府県民税と市町村民税を合わせた法人住民税の税率引下げ相当分が、地方法人税の税率に引き上げられることから、法人の税負担は変わりません。

法人市民税に関する申告先・お問合せ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 電話:045-671-4481

受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで(土日祝日年末年始を除く)

※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」はお取り扱いしておりません。

令和3年度分の特別徴収税額決定通知書は、令和3年5月17日に発送予定です。
また、4月16日～5月10日までに提出された「給与所得者異動届出書」等については、5月28日に発送する税額通知書にて反映予定です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、窓口に出向わずに次の納付方法で市税の納付ができます。

- 地方税共通納税システム
- ペイジー納付
- クレジット納税
- スマホ決済
- 口座振替

※令和3年4月からPayPay銀行、楽天銀行でペイジー納付及び口座振替が可能です。